

令和3年度外国出願支援事業（外国出願補助金）のご案内

県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許や実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する費用の一部を助成します。（※本事業は経済産業省の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金の交付を受け実施するものです。）

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等

■補助率・上限額

- 補助率：1/2 以内
- 上限額：1 企業に対する上限額：300 万円（複数案件の場合）
- 案件ごとの上限額：特許 150 万円
実用新案・意匠・商標 60 万円
冒認対策商標（※）30 万円
（※）冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

■公募期間

令和3年5月18日（火） ～ 12月28日（火） まで随時募集

※ただし予算の上限に達した場合は公募を締め切ります。

■その他

応募資格、選定基準等 詳しくは下記まで

<https://www.joho-shimane.or.jp/solution/subsidy/5622>